

策 定 年 月	平成 6 年 11 月
改 定 年 月	平成 23 年 10 月
変 更 年 月	平成 26 年 9 月
改 定 年 月	平成 29 年 1 月
改 定 年 月	令和 4 年 3 月
最終変更年月	令和 5 年 9 月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

勝 央 町

令和 5 年 9 月

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	農業の現状と課題	1
2.	農業構造	1
3.	将来の目指すべき勝央町の農業	1
4.	担い手の育成目標	2
5.	担い手を育成・推進するための方策	3
6.	多様な担い手の育成方針	4
7.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
8.	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
1.	個別経営体	7
2.	組織経営体	10
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営 農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2.	市町村が主体的に行う取組	
3.	関係機関との連携・役割分担の考え方	
4.	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	14
1.	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の 区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	15
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項	18
4.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	19
5.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の促進に関する事項	19
6.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
第6	その他	21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状と課題

本町は、岡山県の北東部に位置し、北部は那岐山麓を背に受けて、ゆるやかな丘陵が起伏台地を形成しており、中南部は町の中心を南北に流れる滝川に沿って比較的平坦な盆地を形成している。

年平均気温は、13.8℃、年間降水量は約1,400mm、年間2回程度の積雪はあるものの、概ね温暖な気候であるが、植月地区ならびに古吉野地区の一部においては、那岐山麓特有の局地風である「広戸風」の常襲地帯があり、農作物等に甚大な被害を受けている。

本町においては、前述の立地条件を生かし、酪農経営や稲作と黒大豆の複合経営を主体とする水田営農を展開しており、特に、黒大豆については、「作州黒」のブランド名で販売を行うと共に、近年では黒大豆枝豆の生産も伸ばしており、全国有数の生産量を誇る美作地域において、中心的な産地を形成している。

また、近年はぶどう等の産地化を積極的に推進しており、作付面積15.5haで、県下でも有数の産地を形成しており、特に、新規参入の新規就農者の確保・育成に力を入れているほか、桃の生産等、その立地条件を生かした特色ある農業生産を展開している。

2 農業構造

本町の農業構造については、昭和46年に制定された旧農村地域工業導入促進法（平成29年に農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正）により、昭和54年から工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業化が進むことによって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまでは顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機として徐々に農地の流動化が進んでいる。

一方、中山間地域である地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少にともなって、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 将来の目指すべき勝央町の農業

ぶどうやももなどを中心とした高収益作物について、新規就農者等を継続的に確保し、地域として産地の更なる発展を今後も図ることとする。また、土地利用型農業では組織経営体の育成により担い手への農地の集積を進めるとともに、経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家等との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域農業の維持発展ができる体制を目指す。

4 担い手の育成目標

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営者を育成することとする。

(1) 育成・支援すべき担い手の対象

ア 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の規定により、町内で農業経営を営み、本町等から農業経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 認定新規就農者

法第14条の4の規定により、本町で青年等就農計画の認定を受けた経営体

ウ 基本構想水準到達者

次のいずれかに該当する経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く）

- ・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなされる者
- ・農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかった者のうち、従前の経営面積を維持又は拡大している者

エ 集落営農

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

・特定農業団体

法第23条の規定により、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

・集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織集落

オ 今後育成すべき農業者

担い手に位置づけられていない経営体のうち、市町村が今後育成すべきと考える経営体

カ 認定農業者等以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者を除く）

(2) 育成すべき担い手の目標数

「21世紀おかやま農業経営基本方針（以下「県基本方針」という。）」に掲げられた新規認定農業者確保数の目標4年間で540経営体を踏まえ、本町においては年間2経営体の当該新規認定農業者の確保を目標とする。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指す農業者が地域における他産業並の生涯所得に相

当する年間農業所得(経営体当たり概ね400万円)、年間労働時間(主たる従事者1人当たり概ね1,800時間)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、「概ね」は8割とする。

5 担い手を育成・推進するための方策

本町は、将来の農業を担う意欲と能力のある若い農業経営者の経営発展を支援するため、農業経営基盤強化促進事業及び就農促進トータルサポート事業その他の措置を、関係機関と連携し総合的に実施する。あわせて地域計画に基づき、担い手の育成と農地の集積・集約を進める。

(1) 担い手育成の推進体制

本町は晴れの国岡山農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、勝央町農業委員会(以下「農業委員会」という。)、勝央町認定農業者連絡協議会(以下「農業者協議会」という。)、勝英農業普及指導センター及び美作広域農業普及指導センター(以下「農業普及指導センター」という。)等の関係機関が連携を取って集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体についての話し合いを促進する。更に、育成すべき地域の担い手に対して関係機関による営農診断、営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 担い手の支援方策

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関や関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条で指定された農地中間管理機構が実施する同法第2条で規定された農地中間管理事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(3) 担い手への指導方針

本町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けつつ行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開している地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、株式会社日本政策金融公庫岡山支店の参画を仰

ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や全国農業協同組合連合会岡山県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(4) 担い手への農地の集積・集約

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて地域計画に基づいた利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集团的土地利用を基本としつつ、地域計画の策定を促進し、土地利用調整を全目的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、土地利用型農業が主である集落では、各地域の協議の場において、地域での話し合いと合意形成を促進するとともに、農用地利用改善団体の設立等を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体構成員間の役割分担を明確にし、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を検討するよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導を行う。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

6 多様な担い手の育成方針

(1) 組織経営体の育成

生産組織は効率的な生産単位を形成するというに加えて、農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)等の組織経営体への経営発展母体としても重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農

業法人又は特定農業団体の設立を図る。

(2) 女性農業者の育成

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定締結等による農業経営改善計画の共同申請の推進や、地域計画の策定、集落営農の組織化・法人化等の協議の場への女性の参加を促進する等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(3) 小規模農家との連携

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家及び土地持ち非農家等と、効率的かつ安定的な農業経営との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう理解と協力を求めていくこととする。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和4年度の新規就農者は3人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である米、黒大豆、桃、ぶどう等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

これらにより、将来の担い手として、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保については、県基本方針に揚げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間150人以上を踏まえ、本町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とするとともに、新規就農者から認定農業者へ誘導することにより、認定農業者を概ね90戸（現状：80戸）、生産組織を概ね9組織（現状：4組織）育成するよう努めるものとする。

加えて、新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町において現に成功している優良な経営の事例を踏まえ、地域における他産業従事者並の所得に概ね相当する年間農業所得で経営体当たり概ね400万円の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者一人あたりの年間農業所得200万円以上を目標とし、年間総労働時間については1,200時間以上の水準を達成できるものとする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

本町では農業従事者の高齢化・兼業化の進展・農家子弟の流出により農業の担い手不

足が恒常化しており、新規就農者の確保・育成が喫緊の課題であるため、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援をしていくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど地域総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく必要がある。

特に、町北部においては国営パイロット事業で開発された農地での桃、ぶどう及び黒大豆の栽培が盛んに行われており、町の特産物としてブランド化が図られているところであるが、現在では、後継者不足、それに伴う耕作放棄地の増加等の問題を抱えているため、吉野地区、古吉野地区においては桃、ぶどう栽培で新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（年間2人程度）を重点的に進め、県、本町、農業協同組合、生産部会等が一体となり栽培技術指導、各助成制度（研修制度等）を利用しながら担い手の育成・確保に努める。

8 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標は次のとおりである。

	現 状	目 標
* 個別経営体	80戸	90戸
* 組織経営体	4団体	9団体
* 新規就農者	8人	37人

※新規就農者の現状数は過去5年間、目標数は今後10年間とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 [個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋黒大豆＋作業受託複合	〈作付面積等〉 水稲＝6.0ha 新規需要米＝2.0ha 黒大豆＝2.0ha 水稲作業受託＝5.0ha 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備〉 ・作業場 150 m ² ・トラクター(35ps) 1台 ・田植機(5条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・大豆脱粒機 1台 ・乾燥機 1台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の確保

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き専作	〈作付面積等〉 トルコギョウ＝30a 小ぎく＝25a 〈経営面積〉 55a	〈資本装備〉 ・作業場 50 m ² ・パイプハウス 2,500 m ² ・灌水施設 一式 ・重油タンク 5基 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・冷蔵庫 1台 ・軽四トラック 1台 ・灌水ポンプ 1台 ・温風暖房機 5台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・7～8月の農繁期における臨時雇用従事者の確保

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
果樹専作 (ぶどう)	<p>〈作付品種等〉</p> ビオーネ加温 ビオーネ簡易被覆 オーロラトラック簡易被覆 ショウマスカット簡易被覆 〈経営面積〉 樹園地 60a	<p>〈資本装備〉</p> ・農機庫 100 m ² ・ハウス 2,000 m ² ・ぶどう棚 6,000 m ² ・かん水施設 60a ・トラクター(14ps) 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・軽四トラック 1台 ・乗用草刈機 1台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・7月～10月の農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹専作 (もも)	<p>〈作付品種等〉</p> 日川白鳳 加納岩白桃 白鳳 清水白桃 おかやま夢白桃 晩生品種 〈経営面積〉 70a	<p>〈資本装備〉</p> ・作業場 100 m ² ・防蛾灯 70a ・灌水施設 70a ・バックホー 1/2台 ・スピードスプレー 1/3台 ・運搬車 1台 ・軽四トラック 1台 ・乗用草刈機 1台 ・防風ネット 1式 他		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・6月～8月の農繁期における臨時雇用従事者の確保
酪農 単一	<p>〈飼養頭数〉</p> 経産牛=100頭 育成牛=45頭 〈作付面積〉 トウモロコシ イタリアライグラス イネWCS 〈延べ面積〉 20ha	<p>〈資本装備〉</p> ・トラクター(76,58ps) 各1台 ・ロールバレーラッピング またはハーベスター 1台 ・バルククーラー(4,000リットル) 1台 ・ミキサーフィーダー 一式 ・フリーハーン牛舎 1,600 m ² ・たい肥化施設 1基 ・排水処理施設 1基 他 〈その他〉 ・地域内で生産されるイネWCSを利用する。 ・通年サイレージ体系 ・ふん尿は堆肥化ほ場還元、余剰分は販売		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉用牛 専作	〈飼養頭数〉 黒毛和牛(肥育) 200頭	〈資本装備〉 ・飼料給餌車 2台 ・自動給餌機 1台 ・ホイルローダー 1台 ・ダンプカー 1台 ・マニュアルレッター 1台 ・畜舎 2,000㎡ ・堆肥舎 1基 他 〈その他〉 ・8ヵ月導入、肥育期18ヵ月 ・ふん尿は堆肥化ほ場還元、余剰分は販売	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・雇用による労働の軽減
	〈飼養頭数〉 黒毛和牛(繁殖) 繁殖牛60頭 育成牛16頭 〈作付面積〉 トウモロコシ イタリアライグラス イネWCS 〈延べ面積〉 15ha	〈資本装備〉 ・飼料給餌車 2台 ・給湯装置 1台 ・トラクター(58ps) 1台 ・ホイルローダー 1台 ・ダンプカー 1台 ・マニュアルレッター 1台 ・ロールバレーラップング 1台 ・畜舎 800㎡ ・堆肥舎 1基 他 〈その他〉 ・子牛は8ヵ月まで飼育した後市場出荷 ・地域内で生産されるイネWCSを利用する。 ・通年サイレージ体系 ・ふん尿は堆肥化ほ場還元、余剰分は販売		

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

2 [組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稻作 主たる従事者 4人	〈作付面積等〉 水 稻・飼料用米 =15.0ha 黒 大 豆=5.0ha 水稻作業受託 =5.0ha 〈経営面積〉 20.0ha	〈資本装備〉 ・作業場 200 m ² ・トラクター(35ps) 2台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン5条 1台 ・大豆脱粒機 1台 ・汎用コンバイン リース ・乾燥機 1台	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・黒大豆収穫調整時の臨時雇用従事者の確保

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町において展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

また、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考にすることとする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作	<作付品種等> ぶどう 30a ピオーネ簡易被覆 ホーローブラック簡易被覆 シャインマスカット簡易被覆 <経営面積> 樹園地 30a	<資本装備> 農機庫 100 m ² ぶどう棚 3,000 m ² かん水施設 30a トラクター(14ps) 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽四トラック 1台 乗用草刈機 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
果樹専作	<作付品種等> もも 50a 日川白鳳 加納岩白桃 白鳳 清水白桃 おかやま夢白桃 晩生品種 <経営面積> 50a	<資本装備> 作業場 100 m ² 防蛾灯 50 a 防風ネット 50 a かん水装置 一式 動力噴霧機 1台 乗用草刈機 1台 軽四トラック 1台 他		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品であるぶどう、もも、黒大豆などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や

経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合と連携して、研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取り組み

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や、地域計画の修正等の措置を講ずる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用

機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①岡山県農業会議、岡山県農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あっせん等を行う。

②個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
本町は、各種生産部会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の目標	備考
43%	516ha (約 1,200ha × 43%)

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

本町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体

が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速するものとする。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や資源利用、省力栽培による保全等の取組を進めることとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本町は県が策定した「県基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域の特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業農家の著しい進行などの特徴を十分路まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①地域計画推進事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

本町は、地域計画の達成に向け、農地中間管理事業及び法第7条各号に掲げる事業の実施による農用地の利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転、その他農作業受委託により、効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積・集約化を図る。ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、一体的な利用権の設定等を推進し、各地区の協議の場において担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努め、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置

協議の場の開催については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、本町、勝央町農業委員、勝央町農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を勝央町産業建設部に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(2) 地域計画の策定及び公表

本町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農用地利用改善事業の実施区域
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ. (4)の①のウに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - オ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定に定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ. 農地中間管理機構事業の利用に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件の他、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従

い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、農用地利用改善団体((5)の①の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託あっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があつた場合は、農作業の受

託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理事業を活用して設置した研修ほ場での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の7に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

勝央町新規就農者等確保計画に基づき、農業普及指導センター、農業協同組合、農業者協議会、農業委員会、先進農家などと連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家に関する情報等）の発信を行うとともに、就農希望者の受け入れ環境整備を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が中心となり、農業協同組合、農業委員、農業士等、農業普及指導センターと連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本町が中心となり、地域計画の策定・見直し、話し合い等、関係機関で相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、同世代の農業者との仲間づくり、交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

経営能力の向上に向けては、農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については（公財）岡山県農林漁業担い手育成財団（青年農業者育成センター）及び農業普及指導センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業普及指導センター、農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から 5 までに掲げた事業の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策の連携に配慮するものとする。

ア. 本町における水田のほ場整備事業は昭和 43 年度から実施しており、現在は全体計画の 97%が完了し、整備された水田は 20a～30a に区画整理されており、このほ場の利点を活用し、生産性の高い水田営農を確立するため優良水田の確保と、近代的な農業用機械、施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を行っていく上での条件整備を図る。

イ. 本町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成等担い手確保に努める。

ウ. 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、土地利用型作物を組み合わせた望ましい経営の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、団地化とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ. 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2、第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって、合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

1. この基本構想は平成 6 年 11 月 8 日から施行するものとする。
2. この変更基本構想は平成 13 年 3 月 31 日から施行するものとする。
3. この変更基本構想は平成 18 年 8 月 7 日から施行するものとする。
4. この変更基本構想は平成 20 年 2 月 8 日から施行するものとする。
5. この変更基本構想は平成 22 年 6 月 11 日から施行するものとする。
6. この変更基本構想は平成 23 年 10 月 24 日から施行するものとする。
7. この変更基本構想は平成 26 年 9 月 25 日から施行するものとする。
8. この変更基本構想は平成 29 年 1 月 26 日から施行するものとする。
9. この変更基本構想は令和 4 年 3 月 15 日から施行するものとする。
10. この変更基本構想は令和 5 年 9 月 25 日から施行するものとする。
11. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。